

身体拘束適正化に 関する指針

医療法人社団創造会
介護老人保健施設 クレオ

I. 要旨

- (1) 本指針は、医療法人社団創造会が介護老人保健施設クレオ（以下「当施設」という。）における身体拘束廃止への取り組みについて取り扱う。
- (2) 本指針は、「緊急やむを得ない場合」において実施する身体拘束の廃止に向けての検討ならびに身体拘束による弊害の的確な認識、身体拘束を行わないためのサービス提供にあたって必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的とする。

II. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束の原則禁止

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- 1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2) 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- 8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9) 他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、当施設の設置する「身体拘束廃止委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三原則の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行う。

【緊急やむを得ない場合の例外三原則】

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

仮に緊急・やむを得ない場合の三原則の全てを満たした場合にも、以下の点に留意すべきである。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、施設全体として判断が行われなければならない。特に、施設内の「身体拘束廃止委員会」において、関係者が幅広く参加した会議で判断する体制を原則とする。
- ② 入所者（利用者）本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、規則等を出来る限り説明し、十分な理解を得る。
- ③ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ④「緊急をやむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

（３） やむを得ず身体拘束を行う場合の手順

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、「【別紙】緊急やむを得ない身体拘束の実施及び解除に向けてのフローチャート」の通り実施する。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の三原則の全てを満たしているかどうかについて検討・確認を行う。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等随時検討を行う。その記録は５年間保存し、行政担部局の指導監査が行われる際に提示する。

④拘束の解除

3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除

する。同時に契約者、家族に報告を行う。

(4) 身体拘束を予防する日常的ケアの実施

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組むものとする。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討をする。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める。

Ⅲ. 身体拘束廃止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束廃止委員会の目的

利用者がその人らしく生きられるために利用者の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を実施しないことを基本方針とし、この方針に従い利用者の基本的人権を侵さない介護を検討・分析し、職員に啓蒙することを目的とする。

(2) 身体拘束廃止委員会規程

1. 開催

委員会は原則として3月に1回以上開催する。但し委員長または医師は必要に応じて臨時の委員会を開催することができる。

2. 構成

委員会は次に掲げるものをもって構成する。また構成員より委員長を1名選出する。

- 1) 施設長（医師）
- 2) ケアサービス部長
- 3) 事務長
- 4) 看護職員
- 5) 介護職員
- 6) 支援相談課職員
- 7) その他必要に応じて委員を指名する

3. 活動内容

- 1) 各職種、各業務の身体拘束廃止に向けての取り組みに関すること。
- 2) 身体拘束廃止に向けての取り組みの実施、指導に関すること
- 3) 職員の教育、研修に関すること。
- 4) 身体拘束に関連する事故などに対応した適切な事後処理に関すること。
- 5) その他身体拘束に関し必要と認められる事項。

IV. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

(1) 身体拘束廃止に向けた教育の実施

身体拘束廃止を目的として、施設内従業員に対し身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

(2) 活動内容

- 1) 全職員を対象とした年2回以上の研修
- 2) 新規採用者を対象とした研修
- 3) その他必要な教育、研修の実施

V. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等が発生した場合、Ⅱの(3)で示す正式な手続きを行い実施する。

(1) Ⅱの(3)で示す正式な手続きを行い実施された場合

「緊急やむ得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を作成し、身体拘束廃止委員会に提出する。

(2) Ⅱの(3)で示す正式な手続きを行わずに実施された身体的拘束等の場合

身体的虐待とみなされ、入所者の安全確認、事実確認、通報者の保護を目的に行動し、身体拘束廃止委員会において、初動確認、原因究明、再発防止策について検討され、その分析結果等は職員に周知する。

VI. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(1) 記録の保管

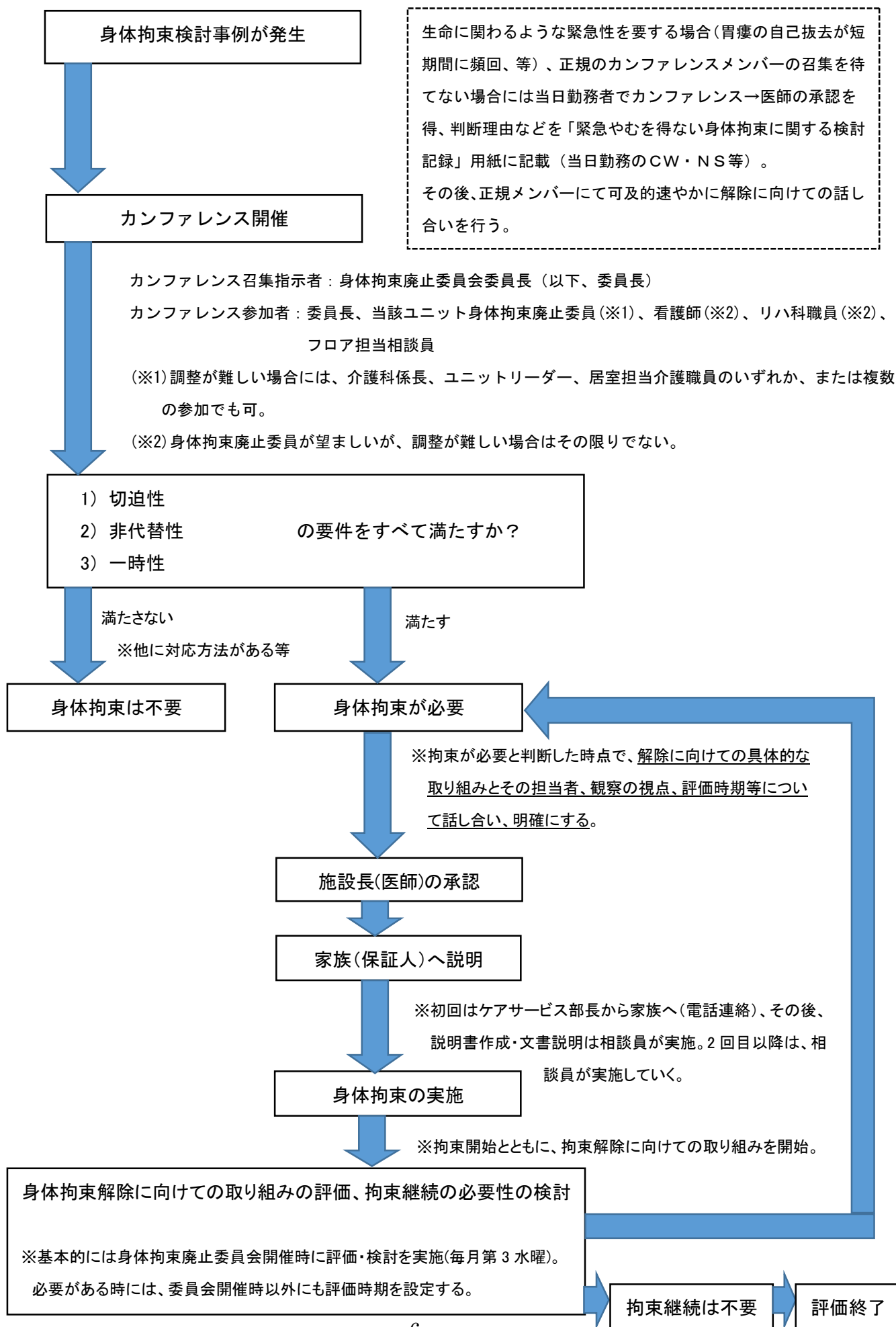
身体拘束廃止委員会の審議内容等、当施設における身体拘束廃止に関する諸記録は、5年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針及び身体拘束廃止に関わるマニュアル等は身体拘束廃止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2015年 6月 17日作成
2025年 10月 20日改定

【別紙】緊急やむを得ない身体拘束の実施及び解除に向けてのフローチャート



様 身体拘束評価・検討記録

記録:

評価・検討実施日	
会議参加者	
前回評価時の決定事項 (この 1 か月間に取り組む 事項や観察のポイント)	
1 か月間の経過 (各担当者から報告)	
拘束解除に向けての 検討事項	
拘束の必要性の可否 およびその内容	
次回までの取り組み事項	

